平成２５年（フ）第２０６６号
大阪府東大阪市宝町１―38、住民票上の住所大阪府東大阪市額田町１番25号
破産者　長谷川宏之
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０７９号
大阪市中央区釣鐘町２丁目３番13号　ライフコート天満橋201
破産者　石井　美絵
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１３５号
大阪市北区天神西町６番11号
破産者　大澤　延通
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１９２号
大阪市城東区東中浜７丁目２番12号
破産者　長尾加代子
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２３２号
大阪府高槻市城南町２丁目22番６号、開始決定時大阪市鶴見区横堤２丁目13番26号
破産者　鳥越　貞雄
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２４７号
神戸市東灘区御影山手５丁目24番６号、前住所三重県名張市桔梗が丘２番町３街区15番地
破産者　大谷　真澄
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３４０号
大阪市生野区生野東１丁目６番２―605号
破産者　吉田精肉店・吉田商店・吉田屋こと久保登志男
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４４１号
大阪府箕面市瀬川２丁目４番16―102号
破産者　緑環こと　中来田孝則
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４５１号
大阪市西区南堀江３丁目７番11―102号
破産者　村田　幸三
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４８０号
奈良県生駒市辻町641番地１　アヴェニュー205
破産者　山下　　征
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４９２号
大阪府東大阪市玉串町西３丁目１番３―807号、前住所大阪府八尾市太子堂２丁目５番18号
破産者　本間　敏栄
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７８３号
大阪府河内長野市北貴望ヶ丘38―６―102号、開始決定時の住所大阪府河内長野市自由ケ丘１番２―608号
破産者　中村　　晃
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９７６号
堺市堺区北三国ヶ丘町８―１―23　ランピオーネ北三国203、住民票上の住所奈良県御所市大字櫛羅2173番地の４
破産者　久堀　芳子
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２３８号
堺市堺区大浜中町３丁５番12号、住民票上の住所堺市堺区大浜中町３丁５番13号
破産者　長山　　剛
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６９号
大阪府富田林市大字彼方1742番地
破産者　田中　政雄
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第４０２号
堺市美原区南余部西３丁目１番６―106号
破産者　宮本　隆明
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８５３号
兵庫県三田市下井沢87番地、従前の住所神戸市北区西山２丁目23番地の４
破産者　上田　健治
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９９号
神戸市須磨区北落合３丁目１番364―205号、開始決定時の住所神戸市須磨区竜が台１丁目９番地の１　６号棟102号
破産者　箱﨑　康裕
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０６号
神戸市北区南五葉２丁目４番26―201号
破産者　三成　治紀
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部